

○環境省告示第七十二号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第六条第一項の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（平成十五年四月環境省告示第六十五号）の一部を次のとおり変更したので、同条第三項の規定により公表する。

平成二十一年十一月十日

環境大臣 小沢 鋭仁

第1章第1節に次のように加える。

また、ポリ塩化ビフェニル廃棄物のうち、電気機器又はOFケーブル（以下「電気機器等」という。）（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器等を除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの又は当該絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入されたものが廃棄物となったもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等」という。）が存在し、使用中のものも含めた量は、柱上トランス以外の電気機器が約120万台、柱上トランスが約330万台、OFケーブルが約1,400kmであると推計されている。

第1章第2節2中「低圧トランス、低圧コンデンサ」や「ポリ塩化ビフェニルを使用した低圧トランス及び低圧コンデンサ」並びに「安定器等」や「安定器その他これらと同程度」並びに「及び感圧複写

紙」や「感圧複写紙」に改め、「（以下「汚染物等」という。）」の次に「並びに微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等」を加える。

第2章第5節1中「高圧トランス等」の次に「及び汚染物等」を加え、「これらの機器が大型であつて」を削り、同節2中「高圧トランス及びコンデンサが廃棄物となつた」を削り、「必要となるポリ塩化ビフェニル廃棄物」を「必要となる高圧トランス等及び汚染物等」に改め、同節を同章第9節とし、同章第4節を同章第5節とし、同章第3節2③中「高圧トランス等」の次に「及び汚染物等」を加え、同節の次に次の一節を加える。

第4節 微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の処理の推進

微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等については、日本環境安全事業株式会社における処理対象となつておらず、次のとおり、処理体制の整備等を図ることにより、安全かつ効率的な処理を推進することとする。

1 処理体制の整備

微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等については、廃棄物処理法第14条の4又は第15条に基づき都道府県知事が特別管理産業廃棄物処理業の許可又は産業廃棄物処理施設の設置の許可を行うことに加えて、同法第15条の4の4に基づき環境大臣が微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の処理業者について無害化処理の認定を行うことにより、処理体制の整備を図る

こととする。

また、国は、処理施設の円滑な整備、微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の無害化処理技術の評価及び微量のポリ塩化ビフェニルの混入状況の確認に対する支援を行うこととする。

2 測定方法の確立

微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の安全かつ効率的な処理を推進するため、国は、絶縁油中のポリ塩化ビフェニルを短時間にかつ低廉な費用で測定できる方法の確立を図ることとする。

3 微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に関する情報提供等

電気機器等を製造した者及び社団法人日本電機工業会（昭和29年3月16日に社団法人日本電機工業会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、社団法人日本電線工業会（昭和32年7月6日に社団法人日本電線工業会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）等の関係団体は、電気機器等を使用している事業者に対して、ポリ塩化ビフェニル汚染の可能性に関する情報提供を引き続き行うものとする。

微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染された又はその可能性がある電気機器等を使用している事業者は、その使用を終え、電気工作物を廃止した場合には、電気機器等を製造した者及

び社団法人日本電機工業会、社団法人日本電線工業会等の関係団体から提供されるポリ塩化ビフェニル混入の可能性に関する情報に注意するとともに、必要に応じて、当該電気機器等を製造した者に対して、ポリ塩化ビフェニル混入の可能性の有無について確認するものとする。また、当該電気機器を製造した者からの情報により、当該電気機器等にポリ塩化ビフェニル汚染の可能性がある場合には、速やかに絶縁油中のポリ塩化ビフェニルの濃度を測定する等の適切な方法により、ポリ塩化ビフェニルにより汚染されているかどうかを確認するものとする。

電気機器等が廃棄物となったもの（以下「廃電気機器等」という。）に係る産業廃棄物処理業者は、微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等を誤って処分しないよう、国、都道府県市及び電気機器等を製造した者から提供される情報に注意し、必要に応じて排出事業者に対してポリ塩化ビフェニルにより汚染されているかどうかを確認するなど必要な措置を講じなければならない。

都道府県市は、電気機器等を使用している事業者及び廃電気機器等の保管事業者並びに廃電気機器等に係る産業廃棄物処理業者に対して、微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等が不適正に保管及び処理されることがないよう情報提供に努めるものとする。

第3章中第3節1を削り、同節2を同節1とし、同節3を同節2とする。